

# 誓約書

豊橋市長 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

## 【特定不利益処分】

- (1) 廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3(法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))
- (2) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7)
- (3) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項及び第 15 条の 3)
- (4) 再生利用認定の取消し(法第 9 条の 8 第 9 項(法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。))
- (5) 広域認定の取消し(法第 9 条の 9 第 10 項(法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。))
- (6) 無害化認定の取消し(法第 9 条の 10 第 7 項(法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。))
- (7) 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し(法第 12 条の 7 第 10 項)
- (8) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第 19 条の 3)
- (9) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第 19 条の 4 第 1 項(法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。)、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項(法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。))及び第 19 条の 6 第 1 項)